

「いしかわ文化の日」「いしかわ文化推進期間」ロゴマーク使用基準

石川県（以下、「県」という。）において作成した、「いしかわ文化の日」「いしかわ文化推進期間」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1 ロゴマークは、「いしかわ文化の日」及び「いしかわ文化推進期間」（以下、「いしかわ文化の日等」という。）に実施される文化イベント等を一体的にPRすることを目的として使用するものとする。

（ロゴマークの使用）

第2 ロゴマークは、次の各号の要件を全て満たす文化イベント等（以下、「協賛事業」という。）又は公益財団法人いしかわ県民文化振興基金の助成を受けて実施する文化イベント等（以下、「助成事業」という。）の実施主体（以下、「ロゴマーク使用者」という。）が、当該協賛事業及び助成事業に係るポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物や看板などに使用できるものとする。

- （1）県又は県内市町（教育委員会を含む。以下同様。）の主催もしくは、県又は県内市町の後援等名義の使用を承認されたものであること。
- （2）いしかわ文化の日等の期間内に実施されるものであること。
- （3）一般に公開されるものであること。

（表示）

第3 ロゴマークの表示は、別に定めるロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする。ただし、助成事業に使用する場合は、「いしかわ文化の日」及び「いしかわ文化推進期間」の表示を省略して使用できるものとする。

（使用料）

第4 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第5 ロゴマークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、ロゴマーク使用者が誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講ずるものとし、県はその責めを負わないものとする。

(適正使用の確保)

第6 石川県県民文化スポーツ部文化振興課長（以下、「課長」という。）は、ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。

(使用の中止)

第7 課長は、ロゴマーク使用者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ロゴマークの使用を中止させるものとする。ロゴマークの使用の中止により直接または間接に生じた損害については、当該ロゴマーク使用者が自ら負担するものとする。

- (1) 協賛事業又は助成事業でなくなった場合
- (2) 第3により定めるガイドラインの規定に反して表示した場合
- (3) 第5の規定による必要な措置を講じなかった場合
- (4) その他、課長が不適當な使用と判断する場合

(ロゴマークに関する権限)

第8 ロゴマークに関する一切の権限は、県に帰属するものとする。

(その他)

第9 ロゴマーク使用者は、この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、課長と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附則

この使用基準は、平成28年8月24日から施行する。

附則

この使用基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。